

平成 29 年 1 月 20 日  
高齡施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

記

区外指定地域密着型サービス事業者

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民利用者数
トータルリハセンター椎名町 豊島区南長崎 2-21-9	DS セルリア株式会社	平成 28 年 9 月 1 日	3 名
アテインケアサービス 西東京市下保谷 4-14-1 サンホワイト 3 階	有限会社アテイン	平成 28 年 10 月 1 日	3 名
リハビリデイサービス ステップぱーとなー武蔵野 西東京市東伏見 4-9-4	株式会社 オダナガ商事	平成 28 年 10 月 1 日	13 名
リハビリデイサービス nagomi 鷺宮店 中野区鷺宮 3-43-7	株式会社 nCS	平成 28 年 10 月 1 日	14 名
ケアリッチデイサービス徳丸 板橋区徳丸 2-14-14	株式会社ケアリッチ	平成 29 年 1 月 1 日	5 名
ふそうケアセンター昭島 昭島市緑町 3-5-8	扶桑管理サービス 株式会社	平成 29 年 1 月 1 日	1 名
あかねデイサービス 杉並区上井草 3-10-4	株式会社 MADDER Pro	平成 29 年 2 月 1 日	2 名
樹楽 成増 板橋区成増 3-31-20	株式会社 エールフォート	平成 29 年 2 月 1 日	3 名
こすもすりハビリデイサービス 成増 板橋区成増 3-22-25-101	株式会社 39	平成 29 年 2 月 1 日	4 名